

発行会社の格付に関するお知らせ

ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月5日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

発行登録追補目論見書に記載の発行会社の格付に関する情報が2018年8月3日(ロンドン時間)付で以下の通り変更されましたので、お知らせいたします。

変更前

発行会社: ドイツ銀行ロンドン支店
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
長期非上位優先債務: Baa2(ネガティブ)

変更後

発行会社: ドイツ銀行ロンドン支店
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
長期非上位優先債務: Baa3

以上

2018年8月

発行登録追補目論見書
(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月5日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月5日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の償還金額は、トルコ・リラによって行われますので、円貨換算された本社債の価値および受取金額等は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。これらの外国為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還」をご参照下さい。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等	エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地	〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2006年9月
連絡先	03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定

紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<ムーディーズ・インベスターズ・サービス>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

<S & P グローバル・レーティング>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

<フィッチ・レーティングス>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	4
第1 【募集要項】	4
第2 【売出要項】	4
1 【売出有価証券】	4
2 【売出しの条件】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	34
第二部 【公開買付けに関する情報】	35
第三部 【参照情報】	35
第1 【参照書類】	35
第2 【参照書類の補完情報】	36
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	36
第四部 【保証会社等の情報】	36
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	37
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	38
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	46

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外2-39

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月3日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of
Issuance & Securitisation)
ディレクター 発行市場部長
マルコ・ツィーママン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic
of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,282万7,850トルコ・リラ (2億9,144万8,752円)
(注) 上記日本円の換算は、1トルコ・リラ=22.72円の換算率(平成30年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行のトルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月22日
効力発生日	平成30年1月5日
有効期限	平成32年1月4日
発行登録番号	29-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外2-1	平成30年1月5日	7億円	該当事項なし。	
29-外2-2	平成30年1月5日	3億円		
29-外2-3	平成30年1月5日	2億3,256万6,444円		
29-外2-4	平成30年1月11日	5億円		
29-外2-5	平成30年1月15日	5億円		
29-外2-6	平成30年1月15日	5億円		
29-外2-7	平成30年1月17日	6億7,500万円		
29-外2-8	平成30年2月7日	5億円		
29-外2-9	平成30年2月7日	5億円		
29-外2-10	平成30年2月8日	5億円		
29-外2-11	平成30年2月8日	3億437万円		
29-外2-12	平成30年2月8日	2億4,923万7,525円		
29-外2-13	平成30年2月8日	5億円		
29-外2-14	平成30年2月23日	7億6,000万円		
29-外2-15	平成30年3月2日	3億円		
29-外2-16	平成30年3月9日	2億7,373万5,000円		
29-外2-17	平成30年3月9日	2億4,446万997円		
29-外2-18	平成30年3月12日	3億円		
29-外2-19	平成30年3月13日	5億円		
29-外2-20	平成30年3月14日	2億9,500万円		
29-外2-21	平成30年3月16日	3億円		
29-外2-22	平成30年3月27日	3億円		
29-外2-23	平成30年3月27日	3億円		
29-外2-24	平成30年4月2日	3億円		
29-外2-25	平成30年4月6日	1億9,358万5,392円		
29-外2-26	平成30年4月9日	5億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外2-27	平成30年5月9日	2億7,266万5,000円	該当事項なし。	
29-外2-28	平成30年5月9日	1億9,756万3,575円		
29-外2-29	平成30年5月11日	5億2,000万円		
29-外2-30	平成30年5月25日	4億8,500万円		
29-外2-31	平成30年5月25日	8億6,594万9,760円		
29-外2-32	平成30年5月25日	2億3,400万円		
29-外2-33	平成30年6月20日	2億円		
29-外2-34	平成30年7月3日	5億円		
29-外2-35	平成30年7月6日	3億円		
29-外2-36	平成30年8月1日	5億円		
29-外2-37	平成30年8月1日	3億円		
29-外2-38	平成30年8月3日	900万トルコ・リラ (2億448万円) (注1)		
実績合計額		151億761万3,693円 (注2)		

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成30年9月5日に行われる予定でまだ完了していない。
本欄に記載された円貨換算額は、1トルコ・リラ=22.72円の換算率(平成30年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行のトルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

(注2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－ 4,848億9,238万6,307円
減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計
額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「トルコ・リラ」	トルコ共和国の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月5日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	2,850万トルコ・リラ (注2)	売出価額の総額	1,282万7,850トルコ・ リラ(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1万トルコ・リラ
償還期限	2023年9月5日(当日が営業日でない場合は、翌営業日に繰り延べ、 繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。)(以 下「満期日」という。)		
利率	本社債の利息の定期的な支払は、一切存在しない。		
売出しに係る社債の所有者の 住所および氏名または名称	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 (以下「売出人」という。) 住友不動産新宿オークタワー27階		
摘要	その他 「営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびイスタン ブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、 かつ、通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を 行っている日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本 社債要項の概要」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシューアンス・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき、2018年9月4日(ロンドン時間)(以下「発行日」という。)に発行会社により発行される。

(注2) ユーロ市場における本社債の売出券面総額は2,850万トルコ・リラである。

(注3) 日本における投資者に対する償還金の支払は、満期日の翌営業日後以降となることが予定されている。

(注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、本(注4)において「ムーディーズ」という。)よりBaa2、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下、本(注4)において「S&P」という。)よりBBB-、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下、本(注4)において

「フィッチ」という。)よりBBB+の長期の非劣後の債務(または、該当する場合、長期の非上位かつ優先の債務)に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年8月3日)現在、かかる格付の変更はされていない。また、発行会社は、ムーディーズよりA3およびS&PよりBBB+の長期の上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年8月3日)現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成30年8月3日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の45.01%	申込期間	2018年8月6日から 2018年8月31日まで
申込単位	2万トルコ・リラ 以上 額面1万トルコ・リラ 単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における本 店および所定の営業所	受渡期日	2018年9月5日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、トルコ・リラまたは円貨にて本社債の払込みを行う。

(注2) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

(注5) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることを意図しておらず、および募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされるべきではない。したがって、EEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることに関して、規則(EU) No 1286/2014(以下「PRIIPs規則」という。)によって必要とされる重要情報書面は、一切作成されておらず、よってEEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。以上の目的において、一般投資者とは、(i) 指令2014/65/EU(以下「第二次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義される一般顧客、(ii) 指令2002/92/EC(IMD)の意味における顧客(かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合)または(iii) 指令2003/71/EC(その後の改正を含む。)において定義される適格投資者でない者のいずれかである者(またはこれらの複数に該当する者)をいう。

(注6) 作成者の商品承認手続のみを目的として、本社債に関する標的市場調査は、次に掲げる結論に達している。すなわち、(i) 本社債に係る標的市場は、それぞれ指令2014/65/EU(その後

の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。)に定義される適格取引相手方、専門投資家および一般顧客であること、(ii) 適格取引相手方および専門投資家に対するすべての販売経路が適切であることならびに(iii) 適用ある場合、第二次金融商品市場指令に基づく販売者の適合性義務および適切性義務に従い、一般顧客に対する投資助言、ポートフォリオ運用による本社債の販売経路が適切であること。以後本社債の募集、売出しまたは推奨を行う者(以下「販売会社」という。)は、作成者による標的市場調査を斟酌すべきである。ただし、第二次金融商品市場指令の対象となる販売会社は、(作成者の標的市場調査の採用または改善のいずれかによって)本社債に関する同社自身の標的市場調査を引き受けることおよび適切な販売経路を決定することについて、責任を負う。

本社債の概要

利息、償還、本社債の特徴、様式その他については、後記「本社債要項の概要」および「リスク要因」を参照のこと。

規制上の債務削減および他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU（一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。）を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律（*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*）（以下「SAG」という。）によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）No 806/2014（以下「SRM規則」という。）は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している（以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。）。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また（SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する）その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか（0になる場合も含む。）、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか（これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。）、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること（本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。）、または本社債を消却することを含む（がこれらに限られない）他の破綻処理措置の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理措置の方法のそれぞれを、以下「破綻処理措置」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理措置について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、（i）まずは関連する損失に比例して（発行会社の普通株式等の）tier 1の株主自己資本の商品を償却し、（ii）次に、他の資本商品（追加tier 1商品およびtier 2商品）の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、（iii）その後ドイツの銀行法（*Kreditwesengesetz*）（以下「KWG」という。）第46f(5)-(7)条に基づく優先順位に従い、非劣後の本社債に基づく債務のような発行会社の無担保かつ非劣後の債務（SRM規則またはSAGにより免除される場合を除く。）を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

劣後債ではない本社債の順位

2017年1月1日に効力を発生したドイツの銀行法（*Kreditwesengesetz*）（以下「KWG」という。）第46f(5)-(7)条に基づき、発行会社に影響する、倒産または債務削減等の破綻処理措置の発動の場合において、発行会社の一定の無担保かつ非劣後の債務証券（以下、総称して、「非上位優先債務」という。）は、発行会社の他の非劣後債務（以下、総称して、「上位優先債務」という。）に対して劣後する。非上位優先債務は、依然として、劣後社債を含む発行会社の約定劣後債務より優先する。2017年12月27日、欧州連合は、銀行が発行する無担保債務証券の倒産順位に関して欧州連合加盟国の国内法を一致させるため、BRRDを改正する指令（EU）2017/2399を公表した。ドイツでは、本指令は、EU目論見書規則に基づく選択権の行使に係る法律および金融市場法の改正のための政府案（*Gesetz zur Ausübung von Optionen der EU-Prospektverordnung und zur Anpassung weiterer Finanzmarktgesetze*）（以下

「BRRD改正施行法案」という。)によって設定されることにより、2018年7月21日を施行日として、KWG第46f条の改正によって施行される見込みである。BRRD改正施行法案に基づき、どのような場合に債務証券が非上位優先債務に該当するかにつき、当該法案は、KWG第46f(5)-(7)条を改正する予定である。BRRD改正施行法案は、新しい規律が2018年7月21日以後に発行される社債に適用される旨規定している。

BRRD改正施行法案に基づく改正前に適用されるKWG第46f(5)-(7)条に基づき、発行会社の無担保かつ非劣後の債務証券は、これらが(i)仕組型でなく、および(ii)発行時に最低1年の満期を有する場合に、非上位優先債務に該当する。発行会社の商品は、その要項が定めるところにより(x)払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払以外の方法によって実行されるもの、または(y)利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し(ただし、利息の金額が固定もしくは市場の標準的な変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。)、かつ、決済が金銭の支払によって実行される場合、仕組型に該当する。それゆえ、固定利付社債、ゼロクーポン社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、上記(i)または(ii)に記載する条件を充足せずに本プログラムに基づき発行される無担保かつ非劣後の社債は、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成することが想定される。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。

ドイツの連邦金融市場安定化機構(FMSA)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツの中央銀行(ドイツ連邦銀行)(Deutsche Bundesbank)は、KWG第46f(5)-(7)条に基づく一定の債務の分類について、共同の解釈指針を公表した。

BRRD改正施行法案に基づき、2018年7月21日以後に本プログラムに基づき発行される無担保かつ非劣後の本社債は、(i)仕組型でなく、(ii)発行時に最低1年の満期を有し、および(iii)本社債要項において、KWG第46f(5)条に基づき、より下位の順位であることを明示的に記載する場合においてのみ、非上位優先債務に該当する。当該新要件の追加に加えて、BRRD改正施行法案は、仕組型債務および仕組型でない債務間の概要を、払戻の金額または利息の金額が優先かつ非上位の債務証券が発行される時点において、かかる証券が元本額、払戻金額および利息請求が同一通貨であり、発行者の自国通貨以外の通貨建てで発行されている事実のみを理由として、不確実な事由の発生もしくは不発生に依拠することに該当しない旨明示するよう追加規定する。

関連する時点において適用される法律に基づき、非上位優先債務に該当する本社債は、かかる本社債の発行がBRRD改正施行法案の効力発生前であるか、発生後であるかを問わず、相互に同順位であり、一切の上位優先債務に劣後する。発行会社に影響を与える倒産手続または破綻処理措置の際には、当該非上位優先債務は、上位優先債務を含む発行会社の他の非劣後債務に先立って損失を負担する。一方、前記(i)、(ii)およびBRRD改正施行法案の効力発生後に発行される本社債の場合には(iii)の条件を充足せずに本プログラムに基づき発行される無担保かつ非劣後の本社債は、上位優先債務に該当し、非上位優先債務に優先し、上位優先債務、デリバティブ、短期金融市場商品および一定の預金等間では同順位であり、ならびにとりわけ一定の預金に対しては劣後する。

2018年7月31日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の上位かつ優先の債務(上位優先債務)に関して、次の格付が付与されている。すなわち、ムーディーズ(後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。)からA3(ネガティブ)およびS&P(後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。)からBBB+である。格付機関(後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」に定義する。)によって採用されている定義の情報は、後記「リスク要因、発行会社に関するリスク要因」を参照のこと。

本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課または徴収されるすべての性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算において控除または源泉徴収して行われる（当該控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意（内国歳入法典第1471条（b）に基づく合意を含む。）もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。）により要求される場合）。

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。）を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）によって、トルコ・リラ（以下「指定通貨」という。）建てで額面金額1万トルコ・リラ（以下「額面金額」という。）による総額2,850万トルコ・リラで発行される。各本社債の「計算金額」は、1万トルコ・リラとする。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行される。

(3) 仮大券・交換

- (a) 本社債は、当初、利札または賦札を伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、利札または賦札を伴わない永久大券（以下「永久大券」といい、仮大券と合わせて、個別に、または総称して、「大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義する。）までに本社債について支払われるべき元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものである旨の（所定の様式による）証明書を関連する決済機関が受領しており、かつ関連する決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。
- (b) 仮大券は、仮大券の発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに（ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。）、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。
- (c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する元本、利息またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。
- (d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を、額面金額による個別の確定様式による本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①決済機関が14日間連続で休業していること（祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。）、または業務を永久に停止する意向を公表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない旨の通知を発行会社が受けたことまたは②発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されて

いた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「12. 通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、関連する決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記②の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

各大券は、（永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで）決済機関により、または決済機関のため保護預りされる。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキングS.A.、ルクセンブルグ（以下「CBL」という。）およびユーロクリア・バンクSA/NV ブリュッセル（以下「ユーロクリア」という。）ならびに当該資格におけるこれらの承継人をいう。

本社債がいずれかの決済機関または当該決済機関のための（共通）預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」および「本社債の保有者」ならびにこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

本社債は、伝統的な大券の様式により発行され、またユーロクリアおよびCBLの双方のため、共通預託機関によって保管される。

(5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

(1) 本社債は、発行会社の自己資金および適格債務の最低要件に係る適格債務に該当することを意図している。

(2) 本社債に基づく債務は、ドイツの銀行法(*Kreditwesengesetz*)（以下「KWG」という。）第46f(6)条第1文またはその後継規定の意味における債務証券(*Schuldtitel*)に基づく発行会社の無担保かつ非劣後の非上位債務である。かかる債務は、相互に同順位であり、KWG第46f(6)条第1文（KWG第46f(9)条と合わせて）またはその後継規定の意味における発行会社の債務証券に基づく他のすべての無担保かつ非劣後の非上位債務と同順位である。

KWG第46f(5)条に従い、破綻処理措置が発行会社に対して行われた場合および発行会社の、または発行会社に対する解散、清算、倒産、和議または倒産を回避するための他の手続の場合において、本社債に基づく債務は、KWG第46f(6)条第1文（KWG第46f(9)条と合わせて）またはその後継規定の意味における債務に該当しない発行会社の非劣後の債権者の請求権に劣後するものとし、当該場合、発行会社の当該他の非劣後の債権者の請求権が全額弁済されるまで、本社債に関する一切の支払は行われないものとする。

(3) KWG第10(5)条に従い、いずれの本社債権者も、発行会社のいずれかの請求権を受働債権とし、本社債に基づき生じる本社債権者の請求権を自働債権として、相殺することができない。本社債に基づく本社債権者の請求権を担保するための担保または保証は、いかなる時点においても一切提供されないものとし、発行会社の他の債務に関して既に提供され、または将来供与されるいずれの担保または保証も、本社債に基づく請求権のために利用することができない。

- (4) 事後の合意により、「2. 地位、(2)」に基づく債務の優先順位が上昇され、または本社債の期間または適用ある通知期間が短縮されることはない。法律上必要となる場合、本社債の予定された満期より前の償還、買入れまたは終了は、所轄官庁の事前承認の対象となる。(i)「2. 地位、(2)」に記載する状況における場合または(ii)本社債要項に規定の償還または買入れの結果以外で本社債が償還または買入れされた場合、これに反するいかなる合意にもかかわらず、支払われた金額は、発行会社に対して返還しなければならない。

3. 利息

- (1) 利息の定期的支払の不存在

本社債の利息の定期的な支払は、一切存在しない。

- (2) 本社債の支払遅延

いずれか本社債に関して、後記「5. 償還 (1) 満期償還」、後記「5. 償還 (3) 早期償還金額」に基づく当該本社債の償還により支払われる金額が不当に留保または拒絶された場合、当該本社債に関して履行期が到来し支払われるべき金額は、「償却券面金額」の定義において定めるところにより計算される金額であるものとし、同定義中における償還が予定される日または当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日との記述は、次に掲げるもののいずれか早い方の日に読み替える。

(a) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日。

(b) 当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人によって受領され、およびその旨の通知が後記「12. 通知」に従い本社債権者に対してなされた日から5日後。

4. 支払

- (1) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われるものとする。

確定証券に関する支払は、後記「(2) 支払方法」の項に従い、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する関連する確定証券の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われるものとする。

- (2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、関連する通貨の国の主要な金融中心地にある銀行において受取人により開設された当該通貨建ての口座（日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。）への入金または振込によって、自由に流通および交換が可能な通貨をもって行われるものとする。

- (3) 米国

「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

- (4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。関連する決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が当該大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、関連する決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

- (5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで支払を受けることができず、当該遅延について利息その他の支払を受けることができない。

かかる目的において、「支払営業日」とは、(a)東京、ロンドン、ニューヨークおよびイスタンブール、(b)指定通貨の国の主要な金融中心地ならびに（確定証券の場合に限り）(c)支払呈示場所において、決済機関が営業を行い、および支払を決済し、ならびに商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(6) 元本の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

5. 償還

(1) 満期償還

早期に償還または買入消却されない限り、計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2023年9月5日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下「満期日」という。）に、償還金額により償還されるものとする。

「営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびイスタンブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。本社債の当該各元本金額に関する「償還金額」は、計算金額に相当するものとする。

(2) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知（かかる通知は撤回不能とする。）をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部（一部は不可）を償還することができ、本社債は、早期償還金額で償還される。

(3) 早期償還金額

計算金額に相当する本社債の各元本金額の早期償還金額（以下「早期償還金額」という。）は、償却券面金額から早期償還解消費用を控除した額に相当する。

「早期償還解消費用」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還および関連するヘッジまたは関連する取引のポジションの終了、決済または再構築に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達に損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額であり、当該金額は、計算金額に相当する本社債の各元本金額に対して比例按分される。

「償却券面金額」とは、(i) 計算金額に (ii) 以下の算式の計算結果を乗じた額をいう。

$$RP \times (1 + AY)^y$$

上記における記号の意義は次のとおりである。

「RP」は、百分率で表示される参照価格をいう。

「AY」は、小数で表示される償却利回りをいう。

「y」は、本社債の発行日（同日を含む。）から償還が予定される日または当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（いずれか場合による。）（同日を含まない。）までの日数（各月を30日とする12か月からなる年360日を基に計算される。）に相当する分子および360を分母とする分数である。

「参照価格」は、45.01%である。

「償却利回り」は、0.1730である。

6. 代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人（以下、個別にまたは総称して、「代理人」という。）ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「財務代理人」という。）

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「支払代理人」という。）

財務代理人は、計算代理人（以下「計算代理人」という。）を兼務する。

各代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に (a) 財務代理人および (b) 計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、後記「12. 通知」に従い、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる（倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。）。

(3) 発行会社の代理人

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対して義務を有するものではなく、本社債権者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。

7. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課または徴収されるあらゆる性質の現在または将来の公租公課または政府徴収金の計算における控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条から第1474条まで、同条に基づく規則もしくは合意（内国歳入法典第1471条（b）に基づく合意を含む。）もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づき、またはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づく場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

8. 時効

(1) 時効

本社債は、元本の場合は該当日から10年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債は、新たな社債が発行されるまでに提出されなければならない。

本「8. 時効」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の

全額が適式に受領され、後記「12. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

9. 破綻処理措置

- (1) 発行会社に対して随時適用される関連する破綻処理の法令に基づき、本社債は、所轄破綻処理機関によって行使される次に掲げるいずれかまたはすべての権能の対象となる。
 - (a) 本社債に関する元本金額または他の金額の支払に関する請求権を削減すること（0に至るまで削減することを含む。）。
 - (b) これらの請求権を(i)発行会社もしくは(ii)いずれかのグループの法主体もしくは(iii)いずれかの承継銀行の普通株式またはtier 1の株主自己資本を構成する他の所有の商品に転換すること（および当該商品を本社債権者に対して発行することまたはかかる本社債権者へ付与すること）。
 - (c) (i)本社債の他の法主体への譲渡、(ii)本社債要項の変更、修正もしくは改変または(iii)本社債の消却を含む（ただし、これらに限られない。）他のいずれかの破綻処理措置を適用すること。
（以下、個別に「破綻処理措置」という。）
- (2) 本社債権者は、破綻処理措置に拘束されるものとする。いかなる本社債権者も、破綻処理措置に起因して、発行会社に対する、何らの請求権または他の権利を有することはないものとする。とりわけ、破綻処理措置の行使は、債務不履行事由を構成しないものとする。
- (3) 本社債の各自の取得によって、各本社債権者は、前各項による措置および効果ならびに本「9. 破綻処理措置」が本社債要項の対象事項に関連する本社債権者と発行会社との間の他の一切の合意、取決めまたは了解を排除して本社債要項に定める事項について包括的なものであることを認識し、かつ受諾する。

10. 発行会社の交替

(1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社（または以前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本の支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき発生する支払または債務を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により支払われるべき全額の支払を保証し、かつ、保証に基づく請求権が本社債に基づく請求権と同順位である場合。
- (d) 前記「9. 破綻処理措置」に記載する破綻処理措置の適用性が確保されている場合。
- (e) 法律上必要となる場合において、交替が所轄官庁により承認されている場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「12. 通知」に従い通知することにより、本社債のために行為する事務所（*Niederlassung*）を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

当該交替についての通知は、後記「12. 通知」に従い付与される。

(3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。

11. 追加発行、買入れおよび消却

(1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者の承諾なくして、あらゆる点において（または発行日、利息の金額および最初の支払の日ならびに／または利息が発生する日を除くあらゆる点において）本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

(2) 買入れおよび消却

法律上必要となる場合、所轄官庁の事前承認に従い、発行会社は、公開市場においてまたはその他の方法により、いかなる価格でも、本社債を買い入れることができる。発行会社が買い入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

12. 通知

(1) 公告

後記「(2) 決済機関に対する通知」において定めるところに従い、本社債に関する一切の通知は、ドイツ連邦官報 (*Bundesanzeiger*) およびロンドンにおけるファイナンシャル・タイムズ紙と想定されるロンドンの主要な一般に購読されている英文の日刊紙上で公告されるものとする。上記のとおりなされた通知は、当該公告の日（または、複数回公告された場合は、当該最初の公告の日）において有効になされたものとみなされる。

(2) 決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して関連する決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該決済機関に対する通知は、前記「(1) 公告」に基づく公告を代替する。当該通知は、関連する決済機関に対して行った通知の日付にて本社債権者に対してなされたものとみなされるものとする。

13. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債の条項を執行するため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

14. 社債権者集会

代理契約には、本社債または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債権者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利札に関する一定の条項の変更（①本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、③本社債の支払通貨の変更または④一定の点における約款捺印証書の修正を含む。）が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の1以上を保有する1名以上の者である。代理契約により、①決議において投票総数の4分の3以上を構成する多数により、代理契約に従って適式に招集され開催された集会において可決された決議、②該当

する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して署名された書面の決議または③該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する者により、もしくは代理して関連する決済機関を通じて（財務代理人の満足する様式による）電磁的同意の方法でなされた同意は、各場合において、本社債権者の特別決議として効力を有するものとする。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず。）を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、約款捺印証書または代理契約の変更（上記のものを除く。）。
- (b) 本社債、約款捺印証書または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者を拘束するものであり、前記「12. 通知」に従い、変更後可及的速やかに本社債権者に通知される。

15. 準拠法、裁判管轄およびその他の書類

(1) 準拠法

約款捺印証書および本社債ならびにこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

(i) 後記15 (2) (iii) に従い、英国の裁判所は、本社債に基づき、またはこれに関して発生する一切の紛争（これらの存否、有効性、解釈、履行、違反もしくは終了またはそれらの無効の帰結についての一切の紛争およびこれらに基づき、またはこれらに関して発生する契約外債務に関する一切の紛争を含む。）（以下「紛争」という。）を解決する専属的管轄を有しており、ならびに、これにより、発行会社およびいずれかの本社債権者は、それぞれいずれかの紛争に関連して、英国の裁判所の専属的管轄に服している。

(ii) 本15 (2) の目的において、いずれかの紛争を解決するのに不便宜または不適切な法廷地であるとの理由により、英国の裁判所に対する異議申立てを、発行会社は、放棄している。

(iii) 法律によって認められている限りにおいて、本社債権者は、いずれかの紛争に関して、①管轄を有する他の裁判所における手続および②複数の管轄地における併行した手続を提起することができる。

(3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因（以下「リスク要因」という。）が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、本社債への投資が自身の固有の状況にふさわしいかどうかを判断すべきである。

本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

- (1) 発行会社に関するリスク要因。
- (2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。
 - (a) 総括的なリスク要因。
 - (b) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。
 - (c) 社債一般に関するリスク要因。
 - (d) 市場一般および、該当する場合には、特定の種類の本社債にのみ関連して生じることがある特定の事象に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めるべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価値に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

以下に記載の一または複数のリスクが生じた場合、本社債の価格が大幅に下落し、または、最悪の場合、投資者が投資した利息および投資元本のすべてを失う可能性がある。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される債務証券への投資は、ドイツ銀行が本社債の発行により生じた義務を関連する支払期日に履行することができないというリスクを負う。よって、投資者は、その投資の全部または一部を失うことがある。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券の発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本項目において「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本項目において「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本項目において「フィッチ」といい、S&Pおよびムーディーズと合わせて「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合（EU）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および欧州理事会規則（EC）第1060/2009号（その後の改正を含む。）（以下「CRA規則」という。）に従い登録されている。ムーディーズに関して、信用格付は、CRA規則の第4（3）条に従い、英国におけるムーディーズの事務所（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド）によって承認される。

2018年7月31日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の非上位かつ優先の債務および同社の短期の非劣後の債務に関して、以下の格付が付与されている。上位かつ優先の債務および非上位かつ優先の債務の相違ならびにドイツ銀行に対して同社の長期の上位かつ優先の債務に関して付与された格付については、前記「本社債の概要、劣後債ではない本社債の順位」の項を参照のこと。

ムーディーズ

長期非上位優先債務： Baa2（ネガティブ）

短期非劣後債務： P-2

ムーディーズの定義：

Baa2： Baaの格付を付与された債務は、中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる。

ムーディーズによる長期格付は、信用リスクが最低水準にあり、最高の信用力を反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された債務であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかの κατηγοリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-2： プライム2の格付を付与された発行体（または支援機関）は、短期債務の返済能力が高い。

ムーディーズによる短期債務格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかの カテゴリに分類される。

格付の見直し／見直し：

格付の見直しは、格付の中期的な方向性に関する意見である。格付の見直しは「ポジティブ（POS）」、「ネガティブ（NEG）」、「安定的（STA）」、「検討中（DEV）」の4種類のいずれかで表される。「格付見直し中」（RUR—Rating(s) Under Review）とは、発行体の格付が変更される可能性により見直しに入っており、それ以前の見通しが無効となったことを示す。見通しが安定的ということは、中期的に格付が変更される可能性は低いことを示唆する。ネガティブ、ポジティブまたは検討中という見直しは、中期的に格付が変更される可能性がより高いことを意味する。

見直しとは、格付が短期間内に変更される方向で検討されていることを示す。格付は「引き上げ方向で見直し（UPG）」か、「引き下げ方向で見直し（DNG）」となり、まれに「方向未定で見直し（UNC）」となることがある。見直しは、格付が引き上げ、引き下げ、または据え置きとなることで終了しうる。見直し中の格付は、「ウォッチリスト」または「ウォッチ中」とも称される。近いうちに格付変更が行われる可能性があるが、格付変更の必要性または変更されうる場合の変更幅について判断するまでに追加の情報や分析が必要な場合には、格付は見直しの対象となる。

S&P

長期非上位優先債務： BBB-

短期非劣後債務： A-2

S&Pの定義：

BBB-： 「BBB」の格付を付与された債務は、適切な防御要素を示すが、経済状況の悪化や環境の変化によって、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が低下する可能性がより高い。

S&Pによる長期発行格付は、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が極めて高いことを示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払が行われていないか、または想定した約束に違反があることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) またはマイナス (-) の記号を追記し、調整されることがある。

A-2： A-2の格付を付与された債務は、最上位の格付を得ている債務と比べると、環境および経済状況の変化により悪影響をやや受けやすい。しかしながら、債務に対する財務的コミットメントを履行する債務者の能力は、十分にある。

S&Pによる短期発行信用格付は、債務者による債務に対する財務的コミットメントを履行する能力が高いことを示す「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払が行われていないか、または想定した約束に違反があることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

見通し/クレジット・ウォッチ：

S&Pの格付の見通しは、長期格付が中期的（通常6ヵ月間から2年間）にどの方向に動きそうかを示す。格付の見通しを決めるにあたっては、経済状況や事業の基礎的条件がどう変化しそうかが考慮される。見通しが将来における格付の変更、またはクレジット・ウォッチへの指定を必ず意味するわけではない。格付の見通しは、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「安定的」、「方向性不確定」、「N.M.」（格付の方向性に意味がないことを示す。）の5種類のいずれかで表される。

クレジット・ウォッチは、格付の見直しを必要とする特別な出来事または短期的なトレンドに焦点をあてた、短期格付または長期格付の方向性に関するS&Pのアナリストの意見を示すものである。しかし、クレジット・ウォッチへの指定は必ずしも格付の変更という結果になることを意味するものではない。また、可能な場合には、格付見直し作業後に予想される格付の範囲が示される。見直し作業中の格付すべてがクレジット・ウォッチに指定されるわけではなく、クレジット・ウォッチへの指定を経ずに格付が変更されることもありうる。「クレジット・ウォッチ・ポジティブ」は格上げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・ネガティブ」は格下げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・方向性不確定」は格上げ・格下げ・格付据え置きの際のいずれの可能性もあることを、それぞれ示す。

フィッチ

長期非上位優先債務： BBB+

短期非劣後債務： F2

フィッチの定義：

BBB+： 「BBB」の格付は、信用リスクが現在は低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられるが、経営または経済環境の悪化がこの能力を損なう可能性がより高い。

フィッチによる長期格付は、信用リスクが最も低いと予想していることを示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」および極めて高い水準の信用リスクを示す「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。デフォルトした債務には、通常、「RD」または「D」の格付が付与されず、回収見直しおよびその他の特性に応じて、「B」格付カテゴリーから「C」格付カテゴリーの範囲内で格付が付与される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、「+」または「-」の符号を付与することがある。当該付加符号は「AAA」の債務格付カテゴリーまたは「CCC」未満の債務格付カテゴリーには付されない。

下付き記号「emr」は、格付の対象範囲外である市場リスクが内包されていることを示すために格付に対して付加される。かかる記号の付加は、当該格付が発行銀行のカウンターパーティー・リスクのみを対象としていることを明確化することを意図している。これは、発行体である金融機関の分析のために、公表されたフィッチの格付基準に他のあらゆる面で従うカウンターパーティー・リスク分析における限界を示すことを意図したものではない。

F2： F2の格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が良好であることを示す。極めて良好な信用力に対しては、「+」の記号が追記されることがある。

フィッチによる短期格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が最も高いことを示す「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」、「RD」および発行体の広範囲なデフォルトまたはすべての短期債務のデフォルトを示す「D」の範囲に渡っていくつかの категорияに分類される。

見通し／格付ウォッチ：

格付の見通しは、今後1、2年のうちに格付が遷移する方向性を示している。財務等の動向に、現状では格付アクションを起こすほどではないものの、今後も継続した場合にそうなる可能性がある場合、それらの動向が格付の見通しに反映される。「ポジティブ」または「ネガティブ」の格付の見通しは、格付の変更が不可避であることを意味するものではない。また、同様に、格付の見通しが「安定的」の格付であっても、状況次第では事前に格付の見通しを変更せずに格上げまたは格下げされる場合がある。時折、基本的動向に正と負の相反する強い要素がある場合、格付の見通しは「流動的」とされることがある。

格付ウォッチは、格付変更の可能性が高まったことおよびその方向性を示すものである。格付ウォッチには、格上げ方向の「ポジティブ」、格下げ方向の「ネガティブ」または格上げ・格下げ・据え置きいずれの可能性もあることを示す「流動的」がある。しかしながら、格付ウォッチの対象となっていない格付でも、状況によっては、格付ウォッチを経ずに格上げまたは格下げとなることもある。

＜劣後債務の格付＞

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務（もしあれば）の格付を開示する。

＜ドイツ銀行の財務力に悪影響を及ぼす可能性のある要因＞

ドイツ銀行の財務力は、前記の格付にも反映されるが、特に収益力に左右される。ドイツ銀行の収益力に悪影響を与える可能性がある要因は、以下に掲げるとおりである。

- 緩和的な金融政策が一般的に継続し、政治上のリスク、就中欧州におけるものが現実には発現せず、および選挙結果が広範に市場に対して好意的なものであったことから、2017年における世界経済は、堅調であったものの、ドイツ銀行の事業の一部の経営成績および財政状態やドイツ銀行の戦略計画に対して悪影響を及ぼす可能性のある重大なマクロ経済上のリスクは、引き続き存在する。これらには、米国における早期の景気後退、インフレーションのリスク、世界的な不均衡、英国の欧州連合からの離脱、欧州懐疑主義および地政学上のリスクとともに、ドイツ銀行の事業の大部分の収益性を圧迫している低金利環境の継続および金融サービス産業における競争の継続が含まれる。このような状況が継続するか、またはさらに悪化する場合、ドイツ銀行の事業、経営成績および戦略計画が引き続き悪影響を受ける可能性がある。
- 困難な市場環境、不確実なマクロ経済条件および地政学的条件、低水準な顧客の活動、増大する競争および規制ならびにドイツ銀行が同行の戦略の実施に継続して取り組むというドイツ銀行の戦略的決定の結果もたらされる即時の影響によって、ドイツ銀行の経営成績および財政状態、就中、ドイツ銀行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの部門の経営成績および財政状態は、引き続き負の影響を受ける。ドイツ銀行がこれらの逆風と並び持続的に高い訴訟費用に引き続き直面するた

め、ドイツ銀行が同行の収益性を改善することができない場合、ドイツ銀行は、同行の戦略的期待の多くを充足することができず、また市場参加者およびドイツ銀行の規制当局によって期待される水準で資本比率、流動性およびレバレッジを維持することが困難になることがある。

- 継続的に上昇水準にある政治的不確実性は、金融システムおよびより広大な経済について、予測不能な帰結をもたらす可能性があり、また欧州統合の側面の解消に寄与する可能性があり、潜在的にドイツ銀行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失に至る可能性がある。こうしたリスクに対しドイツ銀行が自らを防衛する能力には限りがある。
- ドイツ銀行は、欧州のソブリン債務危機が再燃した場合、欧州諸国およびその他の国々のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならない可能性がある。ドイツ銀行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できないことがある。
- 市場全般または会社特有の流動性の制約がある期間中において、債券資本市場を利用することまたは資産を売却することが不可能であることによって、ドイツ銀行の流動性、事業活動および収益性は、悪影響を受けることがある。信用格付の格下げは、ドイツ銀行の資金調達コストの上昇に寄与しており、また将来における格下げは、同行の資金調達コスト、同行と引き続き取引を行うという取引相手方の意向および同行の事業モデルの重要な側面に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、ドイツ銀行について多大な不確実性を生み出しており、およびその事業および戦略計画の実行可能性に悪影響を与える可能性があり、ならびにドイツ銀行が規制上の要件を遵守することを怠った場合、所轄規制当局は、ドイツ銀行が同行の規制上の資本商品の配当支払を行うことを禁止し、または他の措置を講じることがある。
- 銀行および投資会社の再建および破綻処理に関する欧州およびドイツの法規制は、ドイツ銀行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合またはドイツ銀行に対して破綻処理措置が発動された場合、ドイツ銀行の事業活動に著しい影響を及ぼし、株主および債権者の損失につながる可能性がある。
- 規制改革および法規制の変更は、ドイツ銀行に対し、より多額の自己資本の維持を求めており、場合によっては（米国におけるものを含む。）、独自に、同行の現地における業務に対して、流動性、リスク管理、資本の適切性および破綻処理計画の規則を適用している。これらの要件は、ドイツ銀行のビジネス・モデル、財政状態、経営成績および競争環境に対して、一般的に重大な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行が自己資本規制の要件もしくは流動性の要件を十分なバッファを持って達成することができない可能性があるとの市場の認識もしくはドイツ銀行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識またはかかる要件の不履行は、ドイツ銀行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。
- ドイツ銀行の規制上の資本比率および流動性比率ならびに同行の株式または規制上の資本商品の分配に利用可能な同行の資金は、ドイツ銀行の事業決定によって影響を受け、ならびに当該決定を行う際、ドイツ銀行の利害および当該商品の保有者の利害が一致しないことがあり、ならびにドイツ銀行は、適用法および関連する商品の条件に従い、ドイツ銀行の株式または規制上の資本商品に対してなされる支払が全くないか、またはより低額となる結果に至る決定を採用することがある。
- 自己勘定取引の禁止または預金取扱業務の分離に関する、米国およびドイツの法規制により、ドイツ銀行は、適用ある制限を遵守するため、同行の事業活動を変更する必要に迫られている。これにより、ドイツ銀行の事業、財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性がある。
- 金融危機を受けて採用または提案されるその他の規制の見直し、すなわちドイツ銀行のデリバティブ取引、報酬、銀行税、預金保護または金融取引税を定めた新たな規制の拡大等がドイツ銀行の運営費用を著しく増大させ、ビジネス・モデルに悪影響を及ぼす可能性がある。
- 市場環境の悪化、資産価格の劣化、ボラティリティおよび投資者の悲観的センチメントが、ドイツ銀行の収益および利益、とりわけ投資銀行、仲介およびその他の手数料および報酬ベースの事業に影響を与えており、将来も重大な悪影響を与えることがある。その結果、これまでにも取引および投資活動でドイツ銀行に著しい損失が発生しており、将来も著しい損失が発生する可能性がある。

- ドイツ銀行は、その戦略の次の段階を2015年4月に発表し、2015年10月に更に詳述し、また2017年3月および2018年4月に更新を発表した。ドイツ銀行が戦略計画を成功裏に実行することができない場合、ドイツ銀行は、財務目標の達成が不可能となるか、または損失を被り、もしくは収益性が低下し、もしくは資本基盤が弱体化することがあり、ドイツ銀行の財政状態、経営成績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。
- 2017年3月に公表された戦略的構想の一部として、ドイツ銀行は、同行の高収益の法人顧客のためのより多くの組み合わせ販売機会を通じた成長に同行の身を置くため、同行のグローバル・マーケット事業、コーポレート・ファイナンス事業およびトランザクション・バンキング事業を単一のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門に再構成した。顧客は、ドイツ銀行との間の取引またはポートフォリオを拡大しないという選択をすることがあり、このことは、これらの機会を収益化するという同行の能力に負の影響を与える。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、以前に同行がポストバンク（以下に定義する。）の売却の意図を発表した後、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（同社の子会社と合わせて、以下「ポストバンク」と総称する。）を保持し、ならびにポストバンクを同行の現存する個人向け業務および商業業務と統合するという同行の意図を発表した。ドイツ銀行は、グループからの業務上の可分性の完了後にポストバンクをグループに統合することの困難に直面することがある。結果的に、ドイツ銀行が実現することを想定している経費削減および他の便益は、予測よりも高い経費を伴ってのみ実現することまたは全く実現されないことがある。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、ドイツ銀行は、一部株式の新規公開（IPO）を通じて、業務上分別されたアセット・マネジメント部門を設定する意図を発表した。かかるIPOは、2018年3月に達成された。ドイツ銀行は、業務上分別されたアセット・マネジメント部門がもたらすことが可能であると同行が考える想定される便益を収益化することができないことがある。
- ドイツ銀行は、会社、事業または資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を被ることがある。
- 堅強かつ効果的な内部統制環境ならびに（人員、規則および手続、統制の検証ならびにITシステムをもって構成される）適切な内部統制基盤は、ドイツ銀行が同行に対して適用ある法令およびこれに伴う監督当局の期待を遵守して同行の事業を遂行することを確保するために必要である。ドイツ銀行は、同行の内部統制環境および内部統制基盤を強化する必要性を確認しており、またこれを達成するための取り組みに乗り出している。これらの取り組みが成功せず、または遅延する場合、ドイツ銀行の外部評価、規制上の地位および財政状態は、重大な悪影響を受けることがあり、ならびにドイツ銀行が同行の戦略的な意志を達成する能力が損なわれることがある。
- ドイツ銀行は、規制強化が一段と進み、訴訟が生じやすい環境の中、ドイツ銀行の負債およびその他の費用に対する潜在的リスクを抱えた状態で経営しており、法律上および規制上の制裁や評判の悪化に加えて、その金額も多額かつ予想が困難となる可能性がある。
- ドイツ銀行は、現在、潜在的な不正行為に関連して、世界中で多くの規制当局および法執行当局の捜査対象となっているほか民事訴訟の対象となっている。これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある。
- 預金受入および貸付けによる同行の伝統的な銀行業務に加え、ドイツ銀行は、例として、同行による第三者の有価証券の保有または同行が複雑なデリバティブ取引に従事することを含む取引にまで信用が広げられた非伝統的な与信事業にも従事している。かかる非伝統的な与信事業は、ドイツ銀行の信用リスクの影響を著しく増大させる。
- ドイツ銀行の貸借対照表の資産および負債の相当部分は、同行が公正価値で帳簿に記入する金融商品で構成されており、公正価値の変動は、同行の損益計算書で認識される。当該変動の結果、ドイツ銀行は、過去において損失を被っており、また将来追加の損失を被ることがある。
- ドイツ銀行は、そのリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

- ドイツ銀行の処理の履行における過誤、ドイツ銀行の従業員の行為、ドイツ銀行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、誤作動もしくは機能停止、もしくは事業継続の喪失またはドイツ銀行の提供事業者に関する同様の問題から生ずる業務上のリスクによりドイツ銀行の事業が混乱に陥り、また重大な損失に至ることがある。
- ドイツ銀行は、同行の事業および業務に協力する多様な事業者を利用している。事業者によって提供される役務は、ドイツ銀行に対して、かかる役務を同行が自ら履行するときにドイツ銀行が負うリスクと同等のリスクを惹起するものであり、またドイツ銀行は、同行の事業者が提供する役務に関して、依然として最終的な責任を負う。さらに、事業者が適用ある基準またはドイツ銀行の期待に従って事業を遂行しない場合、ドイツ銀行は、重大な損失もしくは監督当局の措置もしくは訴訟の影響を受け、またはその関係から同行が追求した便益を達成することを損なう可能性がある。
- ドイツ銀行の運営上のシステムは、顧客または取引先情報の重大な損失、ドイツ銀行の外部評価の悪化ならびに規制上の制裁および財務上の損失を引き起こす可能性のあるサイバー攻撃その他のインターネット犯罪のリスクの増加に直面している。
- ドイツ銀行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、ドイツ銀行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。
- ドイツ銀行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、ドイツ銀行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。
- 国際的な市場と並びドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場においても、激しい競争がドイツ銀行の収入および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- テロ支援国家として米国国務省に指定された国における相手方または米国によって経済制裁を受けている者と取引を行った結果、潜在的な顧客および投資者がドイツ銀行との取引もしくはドイツ銀行の有価証券への投資を回避し、ドイツ銀行の外部評価が損なわれ、またはドイツ銀行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置もしくは強制措置が講じられることとなる可能性がある。

本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および／または本社債に関連する市場リスクを評価する目的において重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

総論

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。
- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。
- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを（独自に、または財務アドバイザーの助言を得て）評価することができること。

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する利息および償還規定に関連する主なリスクを示している。

利息

ゼロクーポン債

定期的な利息の支払がない場合において、ゼロクーポン債は、その元本金額から割り引かれた金額で発行され、またその元本金額で償還される。当該本社債の償還金額と買付金額との差額が本社債のリターンとなる。いずれかの時点において市場金利がリターンを上回った場合、当該本社債の価格は、下落する。ゼロクーポン債の市場価格は、固定金利の利息を伴う社債の市場価格よりも変動しやすいことがあり、また同程度の満期の利付社債よりも大きな程度で市場金利の変動に対して感応する傾向にある。

償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある。投資者が受領する償還金額または早期償還金額（場合による。）は、（i）額面、（ii）額面未満または（iii）額面超のいずれかになることがある。

本社債の一定の特徴に関するリスク要因

本社債の償還金額は、計算式を参照して計算される

本社債の発行が償還時において支払われるべき金額を計算する際の基礎として計算式を参照する場合、投資予定者は、当該計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自の財務アドバイザーから助言を得るべきである。

さらに、計算式の影響は、償還時において支払われるべき金額に関し複雑なものとなることがあり、一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

相当の割引価額または割増価額で発行される本社債

元本金額から相当の割引価額または割増価額で発行される有価証券の市場価額は、金利の一般的な変動に関して、伝統的な利付証券の価格が変動するより大きく変動する傾向がある。一般的に、有価証券の残存期間が長ければ長いほど、同程度の満期を有する伝統的な利付証券と比較して、価格のボラティリティは大きくなる。

社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わなかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。

本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、（a）本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更（一部の一定の例外に従う。）または（b）本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点

についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務上の地位につき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更されることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置については、正確に予想することはできない。

本社債に関して税金分の上乗せは行われぬ

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条（b）に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは同条の公式解釈（以下、総称して、「FATCA」という。）に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

米国の外国口座税務コンプライアンス法

米国外の支店または事務所により発行される本社債（以下「米国外の本社債」という。）は大券の様式であり、ユーロクリア・バンクSA/NVまたはクリアストリーム・バンキングS.A.、ルクセンブルグ（総称して、「ICSD」という。）、クリアストリーム・バンキングAG、フランクフルト（以下「CBF」という。）またはSIX SIS AG、オルテン、スイス（以下「SIS」という。）で保有されるため、すべての状況（ただし、もっとも起こりえない状況以外）においてFATCAにより課される新たな報告制度および潜在的な源泉徴収税がICSD、CBFまたはSIS（該当する場合）が受領した支払金額に影響を与えることは想定されない。ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いにおいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者（または支払いの受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者）にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を（それぞれがFATCAまたはFATCAに関連するその他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて）慎重に選択すべきであり、保管会社または仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。米国外の本社債に基づく発行会社の債務は、（米国外の本社債の無記名または記名式の所有者である）ICSDまたはCBFもしくはSISの共通預託機関または保管機関に対して支払った時点で免責され、よって発行会社は、それ以後、ICSD、CBFまたはSISおよび保管会社または仲介業者を通じて送金された金額につき責任を負わない。

追加雇用対策法源泉徴収

米国追加雇用対策法は、一定の条件にあてはまる場合、一部の金融商品に基づき支払われたか「支払われたとみなされる」米国で生じた配当に帰属する金額に対し30%の源泉税を付加する。発行会社または源泉徴収代理人が源泉徴収が必要であると判断した場合、発行会社または源泉徴収代理人のいずれも、かかる源泉徴収された額につき、追加の支払いを実施する義務はない。

早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再構築に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額である。

ヘッジ

通常の業務（マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。）において、発行会社および／またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、本社債の発行に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバティブに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および／もしくはその関連会社によるその他の取引活動に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

利益相反

発行会社が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行会社の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および／またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係（貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。）を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

発行会社の交替

本社債要項には、一定の要件に従い、発行会社の交替または発行会社のために行う行為する事務所（*Niederlassung*）の変更を認める規定が含まれる。本社債が取引を認められている法域の要件を侵害しない限りにおいて、発行会社または発行会社のために行う行為する事務所の交替が、当該証券取引所もしくは規制ある市場の一定の追加条件または要件の対象となることがある。追加条件または要件が適用され、発行会社の交替または発行会社のために行う行為する支店の変更を希望する場合、発行会社は、関連する証券取引所または規制ある市場から関連する本社債を上場廃止とすることがあり、また当該社債をその他の証券取引所または規制ある市場に上場させる義務はない。

規制上の債務削減および他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU（一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。）を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律（*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*）（以下「SAG」という。）によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）No 806/2014（以下「SRM規則」という。）は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している（以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。）。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また（SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する）その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか（0になる場合も含む。）、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか（これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。）、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること（本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。）、または本社債を消却することを含む（がこれらに限られない）他の破綻処理措置の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理措置の方法のそれぞれを、以下「破綻処理措置」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理措置について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、（i）まずは関連する損失に比例して（発行会社の普通株式等の）tier 1の株主自己資本の商品を償却し、（ii）次に、他の資本商品（追加tier 1商品およびtier 2商品）の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、（iii）その後、後記「優先かつ非上位の債務証券の順位」に規定のドイツの銀行法（*Kreditwesengesetz*）（以下「KWG」という。）第46f(5)-(7)条に基づく優先順位に従い非劣後の本社債に基づく債務のような発行会社の無担保かつ非劣後の債務（SRM規則、BRRDまたはSAGにより免除される場合を除く。）を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

本社債の保有者は、あらゆる破綻処理措置に拘束される。破綻処理措置の結果により、本社債の保有者は、発行会社に対して一切の請求権その他の権利を有しないことになる。破綻処理措置に応じて、本社債に基づく支払を行う発行会社の債務が存在しなくなる。本社債に基づく支払債務が破綻処理措置に従うこととなる程度は、発行会社の支配の及ばない多数の要因に左右され、仮に生じるとして破綻処理措置がいつの時点で生じるのかを予測することは困難である。破綻処理措置の実行は、本社債の解約権を構成するものではない。投資予定者は、破綻処理措置が開始された場合には、元本金額のみならず経過利息を含む投資のすべてを失うこととなるリスクを考慮すべきであり、また困難に陥った銀行のための特別の公的な金融支援は、もしあるとしても、債務削減措置を含む破綻処理措置を実現可能な最大限度まで査定および利用した後、最終的な手段として潜在的に用いられることがあるのみであることを認識すべきである。

優先かつ非上位の債務証券の順位

2015年11月、ドイツの銀行法(*Kreditwesengesetz*) (以下「KWG」という。)第46f(5)-(7)条がドイツの銀行法に導入され、「仕組型ではなく」、および発行時に最低1年の満期を有する一定の発行済および新規に発行される無担保かつ非劣後の銀行の債務証券が2017年1月1日を施行日として、他の優先債務に劣後する(「法定劣後」)旨規定している。KWG第46f(5)-(7)条は、劣後債ではないが、銀行の他の非劣後社債に対して劣後する新たな種類の社債を設定することとなった。その結果、発行会社に影響を与える倒産手続または破綻処理措置の場合、かかる優先かつ非上位の債務証券は、KWG第46f(7)条に定義される「仕組型」の債務証券、デリバティブ、短期金融市場商品および預金等の発行会社の他の非劣後(優先かつ上位の)債務に劣後し、ならびに発行会社のtier 2商品に対して優先する。よって、当該優先かつ非上位の債務証券は、発行会社の他の非劣後債務に先立って損失を負担する。

2017年12月27日、欧州連合は、銀行が発行する無担保債務証券の倒産順位に関して欧州連合加盟国の国内法を一致させるため、BRRDを改正する指令(EU) 2017/2399を公表した。ドイツでは、本指令は、EU目論見書規則に基づく選択権の行使に係る法律および金融市場法の改正のための政府案(*Gesetz zur Ausübung von Optionen der EU-Prospektverordnung und zur Anpassung weiterer Finanzmarktgesetze*) (以下「BRRD改正施行法案」という。)によって設定されることにより、2018年7月21日を施行日として、KWG第46f条の改正によって施行される見込みである。BRRD改正施行法案に基づき、優先かつ非上位の債務証券の類型は引き続き存在する。ただし、BRRD改正施行法案により実施される改正後のKWG第46f(5)-(7)条に基づき、2018年7月21日から、「仕組型ではなく」、および発行時に最低1年の満期を有するだけでなく、その社債要項および関連する一切の目論見書において順位が下位にあること(「契約上の劣後」)を明示的に記載する無担保かつ非劣後の債務証券のみが優先かつ非上位の債務証券に該当する。

市場一般に関するリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

流通市場全般

本社債は、発行時に確立した取引市場を有しておらず、またそれが発展しないかもしれない。本社債の市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性がそれほど高くはなく、また金融市場における変化に対して過敏となることがある。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、発行会社が財務的な苦境に陥る場合(この場合、本社債の売却は、その額面金額から相当な割引きをしなければならないという結果に至ることがある。)にあてはまり、または金利、通貨もしくは市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債もしくは限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあてはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

為替リスクおよび為替管理

発行会社は、指定通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に指定通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（指定通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および投資者通貨の管轄当局が為替管理を行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が指定通貨に対して上昇した場合、

(a) 投資者通貨に相当する本社債の利回り、(b) 投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および(c) 投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、（過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように）適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

指定通貨が流動性に欠け、および／または指定通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。本社債要項に従い、本社債に基づく支払は、指定通貨の一定の通貨規制または非流動性を理由として、指定通貨とは異なる通貨により行われることがある。このような場合には、本社債権者は、実際に支払が行われる通貨に関連する固有のリスクの影響を受けることがある。投資者は、例えば、指定通貨による各自の支払義務を履行するために指定通貨を必要とする場合等、指定通貨による支払を受領できないという状況におかれることにより、不利益および損失を被ることもある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、(a) 本社債が各自にとって適法な投資であるか、(b) 本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および(c) その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分 of 税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果

が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

発行会社の源泉税徴収義務

発行会社は、源泉税の徴収義務を引受けない。

1. ドイツにおける課税

ドイツにおいて居住者ではない本社債権者

利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、(a) 本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または (b) 所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。(a) および (b) の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツ非居住者は、通常、利息およびキャピタルゲインに対するドイツの源泉徴収税を免除される。しかし、前段落の規定により所得についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保管または管理される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が本社債または利札の交付により払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税 (*Vermögensteuer*) は、徴収されていない。

欧州委員会および（ドイツを含む）一部のEU加盟国は、現在、金融取引税（「FTT」）の導入を予定している（少なくとも一金融機関が関連する流通市場取引を想定している。）。現在、提案されたFTTは参加を表明したEU加盟国において実施される時期およびFTTが本社債の取引につき効力を発する時期は不確定である。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、本社債に関する元本および利息の支払いの連合王国の源泉徴収税に関する連合王国の現行法令および公表されている歳入関税庁による税務実務に関する発行会社の理解の概要である。これは、本社債の取得、保有または処分についての連合王国課税を示唆するものではない。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

- ー 発行会社が2007年所得税法（以下「所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。

- 一 本社債が利息に対する権利を有しており、および所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に上場しており、かつ、継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。歳入関税庁が公表した規則に基づき、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所第一部での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- 一 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が365日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。
- 一 また、本社債に対する利息は、本社債が金融機関および投資会社の健全性要件に関する、また規則（EU）第648/2012号を改正する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号（同規則を追補する規制法の規定を含む。）（以下「資本要求規則」という。）第63条に基づくTier 2商品としての資格を有するか、有していたことがあり、かつ資本要求規則の目的上、発行会社のTier 2資本の一部を成しているか、または一部であった場合、英国所得税につき源泉徴収または控除を行わずに支払うことができる。ただし、本社債に関する2013年規制資本証券に対する課税に関する規則が適用された結果、あらゆる者に対し税制優遇措置（2010年法人税法第1139条に定義される。）を利用する主たる目的または主たる目的の一つに代わる手続きが可能な場合を除く。

その他の場合、他に利用可能な免除および救済に従い、本社債の利息の支払から、基本税率（2018年6月22日現在は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を发出することができる。

上記の「利息」および「元本」の記述は、英国税法上「利息」および「元本」と解されるものを意味する。本社債に基づく支払いの一部が仕組まれた支払いまたは年次の支払いと判断される場合、当該支払いの取扱いは、上記措置とは異なることがある。本社債権者は、自己の税務ポジションに疑問がある場合は、自身の専門の顧問に相談すべきである。

3. ルクセンブルグにおける課税

以下の情報は、一般的事項のみであり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の影響について各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

後記各項目の下で使われている居住の概念は、ルクセンブルグ所得税の査定目的にのみ適用されることに留意されたい。同項内の租税、関税、賦課金、公租公課もしくはその他の手数料または同種の源泉徴収についての記述、またはその他の概念についての記述は、ルクセンブルグの税法および／または概念のみを指すものとする。また、ルクセンブルグの所得税の記載には、法人所得税 (*impôt sur le revenu des collectivités*)、地方事業税 (*impôt commercial communal*)、連帯課徴金 (*contribution au fonds pour l'emploi*)、さらに個人所得税 (*impôt sur le revenu*) 全般を含むことにも留意されたい。投資者は、さらに純財産税 (*impôt sur la fortune*) またその他の関税、賦課金または税金の対象となることがある。法人所得税、地方営業税、さらに連帯課徴金は、常に、税務上ルクセンブルグの法人納税居住者の大部分に適用される。個人納税者は、通常、個人所得税および連帯課徴金の対象となる。

一定の状況において、個人納税者が、専門的活動または事業活動を行っている場合には、地方営業税も適用されることがある。

本社債の保有者の課税

源泉徴収税（本社債の非居住保有者）

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

所得税（本社債の非居住保有者）

ルクセンブルグにおいて本社債に帰属する恒久的施設または恒久的代理人を有さない本社債の非居住保有者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引に対して、ルクセンブルグの所得税の対象とならない。売却または処分（その形態を問わない。）により、本社債の非居住保有者が実現した利益は、ルクセンブルグ所得税の追加課税対象にはならない。

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分時（その形態を問わない。）に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律（その後の改正を含む。）、もしくは投資信託に関する2010年12月17日の法律（その後の改正を含む。）もしくは特定投資信託に関する2007年2月13日の法律（その後の改正を含む。）もしくは限定代替投資信託に関する2016年7月23日の法律に準拠する場合、または証券化に関する2004年3月22日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する証券化会社である場合もしくはベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会社である場合は除かれる（ただし、証券化に関する2004年3月22日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する証券化会社またはベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会社または2016年7月23日の法律に準拠する限定代替投資信託であって同法第48条に規定する特別租税制度に該当するものは、一定の条件の下、最低限の富裕税の対象となることがある。）。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対するルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

その他の税金

原則として、本社債の発行または譲渡、買取りもしくは償還について、ルクセンブルグの登録税または同様の公租公課は生じない。

ただし、本社債が公的な証書もしくは強制登録の対象である他の文書に現物が付属する場合または本社債を任意で登録する場合には、ルクセンブルグで本社債を登録した時点で固定登録税または従価登録税の支払い義務が生じることがある。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。

ルクセンブルグの公証人の前で締結されたルクセンブルグの証書により設定されるか、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「現行法令」という。)上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、現行法令上、本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20.315%(15.315%の国税と5%の地方税、但し内国法人の場合には15.315%の国税のみ)の源泉所得税を課される。また、当該利子は居住者においては原則として20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となり、内国法人においては、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者が本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合、その償還差益は20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となる。なお、発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものなど一定の要件を満たす割引債の償還差益は、償還時に源泉徴収されることがある。また、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等との損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。当該償還差損益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となり、償還差損は課税対象となる所得から差し引かれる。なお、一定の要件を満たす割引債の償還差益を一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人が受け取る場合には、償還時に源泉徴収されることがある。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。譲渡者が内国法人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成30年8月3日）までの間において、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成30年8月3日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成30年8月3日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 発行市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成29年12月22日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成27年11月19日(発行日)の募集)

ドイツ銀行第10回円貨社債(2015)

券面総額又は振替社債の総額 400億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2018年6月28日

DB USA コーポレーション：連邦準備制度理事会の2018年の包括的資本分析検査の結果

連邦準備制度理事会（FRB）は、本日午後、DB USAコーポレーション（DBUSA）に対する2018年の包括的資本分析検査（CCAR）の結果を発表しました。FRBは、DBUSAの資本計画案に対し、定量的な基準では異論はないものの、定性的理由により異議を述べました。DBUSAおよび米国で営業する外国の銀行の中間持ち株会社（IHC）が正式にCCARに参加するのは、今年が初めてでした。

DB USAコーポレーションは、資本計画能力や管理体制およびインフラの改善に向けて、相当額の投資を行っています。DBUSAは、様々なプログラムで進展を続けており、また、引き続きその取り組みを強化するとともに、内部および規制上の双方の期待を満たすべく、規制当局と建設的に協働していく予定です。

定量的な基準では、FRBは、過度に厳しい経済シナリオにおいても、DBUSAの普通株式等Tier 1資本比率は、規制上必要とされる4.5%の最低基準を十分上回り、対象となる9四半期の期間のいずれの時点においても12.2%を下回らないものと想定しました。また、FRBは、DBUSAのTier 1レバレッジ比率についても規制上の最低基準である4%を引き続き大幅に上回り、同期間において5.7%を下回らないものと想定しました。その他の規制自己資本比率についても、全て最低基準を上回りました。

DB USAコーポレーション自己資本比率：実績およびストレス下における最低値のDFAST¹平均との比較

自己資本比率	最低基準	2017年第4四半期実績	「過度に厳しい」9四半期における最低値	「過度に厳しい」9四半期における最低値のDFAST平均 ²
普通株式等Tier 1資本比率	4.5%	16.5%	12.2%	7.9%
Tier 1資本比率	6.0%	25.9%	21.7%	9.5%
総自己資本比率	8.0%	25.9%	22.0%	12.1%
Tier 1レバレッジ比率	4.0%	7.2%	5.7%	6.1%
補足的レバレッジ比率 ³	3.0%	該当なし	5.2%	4.7%

¹FRBのドッド・フランク法ストレステスト（DFAST）

²2018年、「過度に厳しい」シナリオに基づき評価された、DFAST参加企業35社すべての9四半期における平均最低値

³「先進的アプローチ」適用企業について算出される

DBUSAはIHCであり、2018年3月31日現在の保有資産は1,330億米ドルでした。DBUSAの資産は、ドイツ銀行AGの資産の約7%、ドイツ銀行AGの米国事業全体の資産の28%に相当します。DBUSAの主要な子会社は、SEC登録ブローカー・ディーラーであるドイチェバンク・セキュリティーズ・インク、米国連邦預金保険公社（FDIC）加盟銀行であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ、および米国のサービス会社であるDB USAコア・コーポレーションです。

DBUSAおよび他のすべての参加企業に関するFRBのCCARの結果は、FRBのウェブサイトで公開されています。

DB USA コーポレーションについて

DB USA コーポレーション (DBUSA) は、米国中間持ち株会社 (IHC) であり、ドイツ銀行の米国事業の一部を構成する同行の完全子会社です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

2018年7月25日

ドイツ銀行、2018年第2四半期において4億100万ユーロの純利益を計上、自己資本比率およびレバレッジ比率が上昇

ドイツ銀行CEOのクリスティアン・ゼーヴィングは次のように述べています。「2018年第2四半期において当行は再編を大きく加速させ、当行のグローバル事業の底堅さを証明しました。これまでお伝えしてきたとおり、当行は中核事業の重要な変革を実施しており、コストについては適正な方向に進んでおり、バランスシートの質は健全です。これにより、当行が特に強みを持つ分野への柔軟な投資が可能となります。」

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DB/NYSE: DB）の2018年第2四半期の純利益は、前年同四半期から14%減少し、4億100万ユーロとなり、税引前利益（profit before tax）⁽¹⁾は前年同四半期から13%減少し、7億1,100万ユーロとなりました。

これらの結果は、第2四半期期首に新経営陣が発表した戦略上の施策の実施を加速させたことによるものです。

2018年上半期の税引前利益は、11億4,000万ユーロで、純利益は5億2,100万ユーロでした。

2018年第2四半期において、普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率は13.4%から13.7%に上昇し、当行の目標である13%以上を十分に上回りました。レバレッジ比率（完全適用ベース）は、経営陣が戦略的目的に基づき、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのレバレッジ・エクスポージャーの削減を実行したことにより、3.7%から4.0%に上昇しました。

2018年第2四半期の純収益は66億ユーロで、報告ベースで2017年第2四半期とほぼ同水準でした。グループ全体の純収益には、2017年第2四半期では債務評価調整（DVA）や当行のクレジット・スプレッドによる1億7,900万ユーロのマイナスの影響があったのに対し、2018年第2四半期ではDVAによる5,600万ユーロのプラスの影響が含まれています。2018年上半期の収益は、前年上半期から3%減少し、136億ユーロでした。

財務目標に向けた進展がコストに反映されました。2018年第2四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から1%増加し、58億ユーロとなりました。この増加は、主に再編および退職費用の増加によるものですが、同費用は、発表済みの戦略上の調整に従いコーポレート・アンド・インベストメント・バンクを再編する経営上の施策を受けて、2017年第2四半期の水準の2倍以上となる2億3,900万ユーロとなりました。本年第2四半期の利息以外の費用には少額の訴訟損失引当金の戻入れが含まれています。

2018年第2四半期の調整済コストは、前年同四半期から1%減少し、56億ユーロとなりました。経営陣は、専門家サービス報酬や当行と取引を行う外部業者費用を減少させることで、非報酬関連費用の削減を達成しました。

報酬費用は、前年同四半期から増加しました。これは、2017年に当行の報酬枠組みが正常化されたことによる繰延報酬の増加、および2018年の変動報酬計上額をより均等に各四半期に配分したことを反映したものです。

2018 年上半期の利息以外の費用合計は、前年上半期から 2%増加し、122 億ユーロでした。調整済コストは、前年上半期とほぼ同水準の 119 億ユーロでした。

経営陣は、戦略実施の進捗状況を考慮し、2018 年の調整済コストの目標を 230 億ユーロとすることを再確認しています。また、銀行税費用の大部分は、2018 年第 1 四半期において計上済みです。

戦略の実施が人員削減に反映されました。2018 年第 2 四半期末現在の従業員数は、常勤相当で 95,429 人となり、これは 2010 年のポストバンクの買収以来最も低い水準でした。2018 年第 2 四半期において約 1,700 人の人員削減が行われましたが、これは主に 2018 年 4 月に発表された戦略的施策を実施するための経営上の施策を反映したものです。2018 年上半期の人員削減数は常勤相当で 2,100 人となりました。

経営陣は、当行が、既に発表されているとおり、従業員数を 2018 年末までに 93,000 人を下回る水準に、2019 年末までにはさらに 90,000 人を下回る水準に減少させるという目標に向けて、順調に進んでいるものと考えています。

当行の資本比率およびレバレッジ比率は 2018 年第 2 四半期に上昇しました。当行の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率は、13.4%から 13.7%に上昇し、当行の目標である 13%以上を十分に上回りました。これは主に、リスク・ウェイトド・アセット (RWA) が 3,480 億ユーロに減少したことによるものですが、減少の大部分はコーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB) において生じたものでした。

当行のレバレッジ比率は、2018 年第 2 四半期に、CRR/CRD 4 完全適用ベースでは 3.7%から 4.0%に、段階的導入ベースでは 4.0%から 4.2%に上昇しましたが、当行の段階的導入ベースの中期的目標は 4.5%となっています。レバレッジ・エクスポージャーは、報告ベースでは 850 億ユーロ減少しましたが、外国為替の影響を除いたベースでは、1,140 億ユーロの減少となりました。この減少は、CIB における経営上の施策によるものです。CIB においては、レバレッジ・エクスポージャーが 860 億ユーロ (報告ベース) 削減されましたが、これは主に、発表済みの CIB の戦略的再編によるものでした。

当行の信用リスクおよびマーケット・リスクは引き続き過去最低に近い水準となりました。2018 年第 2 四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期の 7,900 万ユーロから増加して 9,500 万ユーロとなりました。2018 年上半期の信用リスク引当金繰入額は、償却原価で計上される貸出金の 9 ペーシスポイント (年率換算) に相当します。2018 年第 2 四半期の平均バリュアット・リスク (VaR) は、前年同四半期の 3,200 万ユーロに対し、2,600 万ユーロでした。

戦略の実施状況：大きく前進、短期目標を再確認

当行は、新経営陣が 4 月に発表した戦略的施策の実施において前進しました。

- ・ プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおいて、**当行のドイツのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネスとポストバンクとの統合**は、予定通り 5 月に完了しました。これにより、2,000 万人の顧客を有するドイツ最大の個人向け商業銀行が誕生しました。
- ・ **コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの再編**は、大きく進展しました。
 - ・ 営業部門の人員削減は現在順調に進んでいます。
 - ・ 株式業務や米国の金利業務等の特定分野におけるレバレッジ・エクスポージャーの削減により、大幅なレバレッジ解消が完了しました。
- ・ **調整済コストの削減**は、人員削減と非報酬関連費用削減の進展により、順調に進んでいます。経営陣は、2018 年下半年においては、調整済コストを四半期毎に削減する取り組みを進めています。

中核事業の状況

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）： 戦略的再編下で重要分野における底堅さを示す

2018 年第 2 四半期の収益は、前年同四半期から 1%減少して、36 億ユーロとなりました。その要因は以下のとおりです。

- ・ **グローバル・トランザクション・バンキング**の収益は、2018 年第 2 四半期に完了した売却による 5,700 万ユーロの一時的利益を含めると、前年同四半期から 4%増加して 10 億ユーロとなりました。この一時的利益を調整したベースでは、収益は前年同四半期からほぼ横ばいでした。
- ・ **オリジネーションとアドバイザリー**の収益は、CIB のアドバイザリー業務の成長と特にレバレッジド債券資本市場における市場シェアの拡大を反映して、前年同四半期から 2%増加して 5 億 7,700 万ユーロとなりました。
- ・ **債券セールス／トレーディング**の収益は、クレジットが好調であった前年同四半期と比較して減収となったことと、金利（Rates）も減収となったことにより、前年同四半期から 17%減少し、14 億ユーロとなりました。
- ・ **株式セールス／トレーディング**の収益は前年同四半期から 6%減少し、5 億 4,000 万ユーロとなりました。これは、前年同四半期からの残高の増加および平均マージンの改善により、現物およびデリバティブの減収がプライム・ファイナンスの増収を上回ったことによるものでした。

2018 年上半期の **CIB の顧客事業**は、グローバル展開を行う欧州の有力銀行としての当行の地位を反映するものでした。2018 年上半期の成果は、以下のとおりです。

- ・ セールス／トレーディングにおいて、当行は、債券および為替の収益においてグローバルで第 4 位の銀行としての地位を維持しました。
- ・ コーポレート・ファイナンスの市場シェアは、報酬ベースで 2017 年上半期の 3.2%から 3.4%に増加しました。2017 年と比較すると、主要な資本市場商品において当行はシェアを伸ばしました（出所：ディールロジック）。
- ・ 当行は、グローバルなコーポレート・ファイナンス案件の上位 25 案件（報酬ベース）のうち 10 案件で主導的役割を果たしました（出所：ディールロジック）。
- ・ 当行は、新規株式公開の上位 10 案件のうち 7 案件で主導的役割を果たしました（出所：ディールロジック）。
- ・ 当行は、米国レバレッジド債券資本市場において市場シェアを拡大し、米国のハイ・イールド債券発行の上位 10 案件のうち 8 案件で主導的役割を果たしました（出所：ディールロジック）。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）： ドイツおよびその他の国における業務の進展

2018 年第 2 四半期の収益は、前年同四半期から 1%減少し、25 億ユーロとなりました。

- ・ **プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）**は、法的統合を経て従来ポストバンクとドイツ銀行に属していた事業を含むことになりましたが、その収益は、前年同四半期の信託優先証券業務の終了によるマイナスの影響がなくなったことを反映して、4%増加し、16 億ユーロを計上しました。この影響を調整したベースでは、収益は前年同四半期からわずかに減少しました。預金収益における継続的なマージン低下傾向や金利ヘッジによる利益減少が、住宅および商業用ローンの成長を上回りました。
- ・ **プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）**の収益は、前年同四半期に発生した資産の売却による若干の利益がなくなったことにより、前年同四半期から 5%減少し、3 億 7,600 万ユーロとなりました。しかしながら、イタリアやスペインにおけるローンの成長は、預金のマージン圧縮を上回りました。

- ・ **ウェルス・マネジメント（グローバル）** の収益は、主に従来のサル・オープンハイムのポジションの整理による利益が 2017 年第 2 四半期に比べて減少したことにより、前年同四半期から 10%減少し、4 億 7,000 万ユーロとなりました。この影響を除くと、収益は前年同四半期とほぼ同水準でした。
- ・ ポストバンクとの法的統合の完了に加えて、経営陣は、2018 年第 2 四半期に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおいていくつかの戦略の実施を前進させました。
- ・ サル・オープンハイムの事業のウェルス・マネジメントへの統合を完了し、大多数の顧客との関係を維持しました。
- ・ ポーランドとポルトガルからの撤退は順調に進んでいます。
- ・ ベルギー、イタリアおよびスペインにおいて、デジタル・サービスの強化や支店の統合を行うなど、新たな運営モデルを引き続き展開し、インドでも同様のプログラムの準備中です。
- ・ ウェルス・マネジメントにおいてグローバルにフロント・オフィスの雇用を行っています。

アセット・マネジメント（DWS を含む）：主要分野での成功

2018 年第 2 四半期の収益は、2017 年第 2 四半期から 17%減少し、5 億 6,100 万ユーロとなりました。これは主に、運用報酬条件の充足を条件として、通常、半年毎に支払われる特定のファンドに係る報酬が発生しなかったことや、マネジメント・フィーが減少したことを主な要因とする運用報酬の減少によるものです。2018 年第 2 四半期の運用資産は、為替レートの変動や運用成績が、約 50 億ユーロの純資金流出を上回ったため、140 億ユーロ増加し、6,920 億ユーロを計上しました。

中核事業の強さが複数の分野で際立ちました。

- ・ 2018 年第 2 四半期において、DWS は、上場投資信託およびコモディティ（上場取引型金融商品（ETP））の純資金流入において、市場フローにおける 18.5%のシェアをもって、欧州市場で第 2 位となりました（出所：ETFGI）。
- ・ DWS は、ロボ商品である WISE の顧客を 2 社増やし、欧州のユニット・リンク型保険市場にロボ・プラットフォームを初めて導入したアセット・マネージャーとなりました。
- ・ 2018 年第 2 四半期終了の直後に、DWS は、Apple Inc. とのパートナーシップによるクローズド・エンド・ファンドの開始を発表し、また中国での二酸化炭素排出量の相殺を支援するサプライヤーを選定しました。

⁽¹⁾ 税引前利益 (Profit before tax) = IFRS に基づく税引前利益 (income before income taxes (IBIT))

グループ業績

特に表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2018 年 第 2 四半期	2017 年 第 2 四半期	2018 年 第 1 四半期	増減 (2017 年第 2 四半期比)	増減 (2018 年第 1 四半期比)
純収益	6,590	6,616	6,976	(25)	(386)
信用リスク引当金繰入額	(95)	(79)	(88)	(16)	(7)
利息以外の費用	(5,784)	(5,715)	(6,457)	(69)	673
内:					
のれん／無形資産の減損	0	(6)	0	6	0
訴訟費用	31	26	(66)	5	97
再編および退職費用	(239)	(95)	(41)	(144)	(198)
調整済コスト	(5,577)	(5,641)	(6,350)	64	773
税引前利益	711	822	432	(111)	279
純利益	401	466	120	(64)	281
費用／収益比率(単位:%)	88	86	93	1ppt	(5)ppt

1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	25.91	27.24	25.70	(1.33)	0.21
平均有形株主資本利益率(税引後)(単位:%)	2.7	3.2	0.9	(0.5)ppt	1.8ppt
希薄化後1株当たり利益(単位:ユーロ)	0.03	0.07	0.06	(0.04)	(0.03)

主要な自己資本比率

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2018年 6月30日	2017年 6月30日	2018年 3月31日	増減 (2017年6月30日比)	増減 (2018年3月31日比)
普通株式等 Tier 1 資本比率(完全適用ベース、単位:%)	13.7	11.8	13.4	1.9ppt	0.4ppt
普通株式等 Tier 1 資本(完全適用ベース)	48	42	47	6	1
リスク・ウェイトド・アセット	348	355	354	(6)	(6)
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース、単位:%)	4.0	3.2	3.7	0.7ppt	0.3ppt
レバレッジ比率(CRR/CRD4 段階的導入ベース、単位:%)	4.2	3.7	4.0	0.5ppt	0.2ppt
Tier 1 資本(CRR/CRD4 完全適用ベース)	52	46	52	6	1
レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,324	1,442	1,409	(118)	(85)

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第2四半期	2017年 第2四半期	2018年 第1四半期	増減 (2017年第2四半期比)	増減 (2018年第1四半期比)
純収益	3,579	3,618	3,846	(39)	(267)
グローバル・トランザクション・バンキング	1,008	967	918	41	90
オリジネーション/アドバイザー	577	563	480	14	98
セールス/トレーディング(債券および為替)	1,372	1,646	1,882	(274)	(510)
セールス/トレーディング(株式)	540	577	571	(37)	(31)
信用リスク引当金繰入額	(11)	(56)	3	45	(14)
利息以外の費用	(3,071)	(2,933)	(3,643)	(139)	572
非支配持分	(21)	(19)	(3)	(3)	(18)
税引前利益	475	611	203	(136)	272
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)	235	242	241	(7)	(6)

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第2四半期	2017年 第2四半期	2018年 第1四半期	増減 (2017年第2四半期比)	増減 (2018年第1四半期比)
純収益	2,542	2,559	2,639	(16)	(97)
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス (ドイツ)	1,635	1,573	1,836	61	(201)
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス (インターナショナル)	376	395	373	(19)	2
ウェルス・マネジメント(グローバル)	470	523	426	(53)	45
撤退ビジネス	62	67	5	(6)	57
信用リスク引当金繰入額	(86)	(22)	(88)	(64)	2
利息以外の費用	(2,194)	(2,199)	(2,226)	4	32

非支配持分	(0)	1	(0)	(1)	0
税引前利益	262	338	325	(76)	(63)
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)	88	89	88	(1)	0

アセット・マネジメント (AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第2四半期	2017年 第2四半期	2018年 第1四半期	増減 (2017年第2四半期比)	増減 (2018年第1四半期比)
純収益	561	676	545	(116)	15
信用リスク引当金繰入額	1	0	(0)	0	1
利息以外の費用	(441)	(438)	(473)	(3)	31
非支配持分	(26)	(1)	(0)	(25)	(26)
税引前利益	93	238	72	(144)	22
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)	9	9	9	0	1

2018年第2四半期の中間報告書(英文)および補足財務データ(英文)は
<https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm>より入手可能です。

当行の第三の柱の報告書(英文)は、2018年8月後半に公表される予定です。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会(SEC)への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2018年3月16日付年次報告書(Form 20-F)の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ銀行グループは、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2017年12月31日現在の総資産1兆4,750億ユーロであるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2017年度末現在、従業員数はフルタイム換算で97,535名であり、世界60か国において2,425支店（このうち65%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=126.73円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	12,769 (16,182)	13,138 (16,650)	14,925 (18,914)	13,324 (16,886)	11,853 (15,021)
利息以外の収益合計	17,082 (21,648)	17,677 (22,402)	17,644 (22,360)	15,307 (19,399)	14,070 (17,831)
純収益合計（注2）	29,850 (37,829)	30,815 (39,052)	32,569 (41,275)	28,632 (36,285)	25,922 (32,851)
税引前利益（損失）	1,457 (1,846)	3,116 (3,949)	-6,097 (-7,727)	-810 (-1,027)	1,228 (1,556)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	666 (844)	1,663 (2,108)	-6,794 (-8,610)	-1,402 (-1,777)	-751 (-952)
包括利益（損失）合計（税引後）	-1,144 (-1,450)	6,102 (7,733)	-4,278 (-5,422)	-2,721 (-3,448)	-3,892 (-4,932)
普通株式	2,610 (3,308)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	5,291 (6,705)
株主持分合計	54,719 (69,345)	68,351 (86,621)	62,678 (79,432)	59,833 (75,826)	63,174 (80,060)
資産合計	1,611,400 (2,042,127)	1,708,703 (2,165,439)	1,629,130 (2,064,596)	1,590,546 (2,015,699)	1,474,732 (1,868,928)
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注3）	12.8	15.2	13.2	13.4	14.8
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注4）	—	11.7	11.1	11.8	14.0
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注3）	16.9	16.1	14.7	15.6	16.8
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注4）	—	12.9	12.3	13.1	15.4
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	50.80 (6,438)	49.32 (6,250)	40.31 (5,108)	38.14 (4,833)	30.16 (3,822)

基本的1株当たり利益(損失) (注5) (注6) (ユーロ(円))	0.57 (72)	1.20 (152)	-4.52 (-573)	-1.08 (-137)	-0.53 (-67)
希薄化後1株当たり利益(損失) (注5) (注7) (ユーロ(円))	0.56 (71)	1.17 (148)	-4.52 (-573)	-1.08 (-137)	-0.53 (-67)
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,184 (9,104)	2,052 (2,600)	67,252 (85,228)	70,610 (89,484)	39,576 (50,155)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-3,015 (-3,821)	-12,824 (-16,252)	-8,242 (-10,445)	11,239 (14,243)	2,433 (3,083)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-544 (-689)	5,795 (7,344)	-5,583 (-7,075)	-1,649 (-2,090)	7,138 (9,046)
現金および現金同等物の期末残高	56,041 (71,021)	51,960 (65,849)	105,478 (133,672)	185,649(注8) (235,273)	229,025 (290,243)
従業員数(常勤相当)(人)	98,254	98,138	101,104	99,744	97,535

(注1) 当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除後

(注3) 2017年、2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

(注4) 2017年、2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

(注5) 基本的小および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため2017年4月より前の全ての期間で、また増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するため2014年6月より前の全ての期間で、修正されている。

(注6) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益は、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(注7) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数(いずれも想定される株式転換後の数値)で除して計算されている。利益は、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。2017年、2016年および2015年については、当行グループは純損失を計上したため希薄化効果はない。

(注8) 過年度修正再表示

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円）)

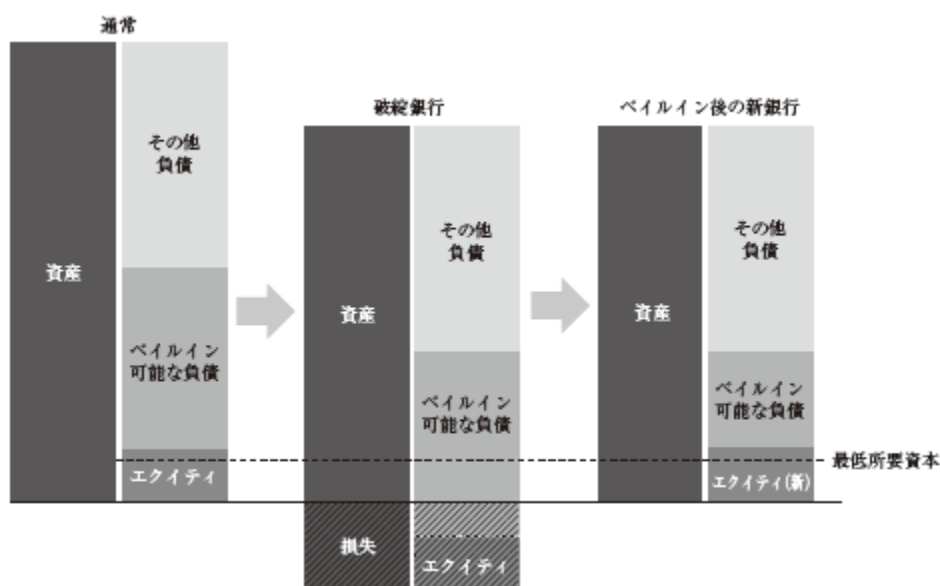
年 度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収益合計	30,317 (38,421)	29,384 (37,238)	33,212 (42,090)	29,562 (37,464)	29,092 (36,868)
営業利益	3,481 (4,411)	2,284 (2,895)	2,824 (3,579)	3,703 (4,693)	1,574 (1,995)
当期純利益	893 (1,132)	1,263 (1,601)	30 (38)	282 (357)	644 (816)
資本金	2,610 (3,308)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	5,291 (6,705)
資産合計	1,385,430 (1,755,755)	1,520,459 (1,926,878)	1,436,029 (1,819,880)	1,372,646 (1,739,554)	1,232,245 (1,561,624)
純資産額	37,839 (47,953)	46,816 (59,330)	45,828 (58,078)	46,067 (58,381)	54,343 (68,869)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円))	36.21 (4,589)	33.10 (4,195)	33.11 (4,196)	33.08 (4,192)	26.10 (3,308)
1株当たり利益 (ユーロ (円))	0.88 (112)	0.92 (117)	0.02 (3)	0.20 (25)	0.31 (39)
1株当たり配当 (ユーロ (円))	0.75 (95)	0.75 (95)	0.00 (0)	0.19 (24)	0.11 (14)
配当性向 (%)	85.6	81.9	0.0	93.0	35.3
従業員数 (人) (注2)	27,440	27,286	28,151	30,110	29,259

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

「ベイルイン」、「TLAC 規制」とは？

- 「ベイルイン」とは … サブプライム問題に端を発する金融危機の間、政府が普通株式や優先株式の形態で公的資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した大手銀行に公的資金の注入による救済（ベイルアウト）が行われました。つまり、銀行が発生させた損失を、その銀行の株主や債権者ではなく、その銀行に対してリスクを負っていない納税者が負担することになりました。そこで、バーゼルⅢでは、納税者負担を最小化し、銀行の株主や債権者が負って然るべき損失を負担させる枠組みとして、「ベイルイン」が導入されています。
- TLAC (Total Loss-Absorbing Capacity: 総損失吸収力) 規制とは … 金融安定理事会(FSB)が 2019 年 1 月から実施することを予定している世界の主要 30 行(日本では 3 メガバンク)を対象とした規制です。債権者に元本の削減・免除を要求できる債券を発行することなどにより、公的な資本注入によらずに、債権カット等により資本を回復させるための「ベイルイン」の枠組みで、金融危機の度に起きる「大きすぎて潰せない(too big to fail)」銀行の問題への対応策のひとつとしても注目されています。
- また、アメリカ、欧州、日本など各国ごとに、破綻処理法制は微妙な違いがありますが、共通していることは、これまでの破綻処理は破綻後に行われてきたのに対し、ベイルインでは破綻の可能性が高まり実質的な破たん状態にあると金融当局等が判断した場合に、破綻確定前に資本の再構築を行ういわゆる破綻前処理が行われます。資本再構築のイメージは以下のようなものです。



- 従って、ベイルインが実行される際には、破綻前(実質的な破綻状態)に債券の元本が毀損する可能性があります。一方で、従来の破綻処理においては、破綻後に債券の元本が毀損する可能性があります。つまり、元本の毀損するタイミングに違いがあります。
- 発行体のドイツ銀行は、ドイツの法律に準拠する銀行です。ドイツでは、既にベイルインに関する一連の法律の整備が終了し、2015 年 1 月 1 日に発効したことで、ドイツの銀行が発行するシニア債は、原則的に既発行のものも含めて「ベイルイン可能な負債」に該当します。

本資料は、情報提供のみを目的として弊社が作成したものです。本資料は、信頼できると考えられる情報等に基づき作成しておりますが、記載内容に関する確実性あるいは完全性を弊社が保証するものではありません。本資料に記載された内容は、あくまでも作成時点(2016 年 3 月 7 日)の法令その他関連情報等に基づくものであり、今後、関連法令等の整備が進み、規制内容等が変更されることがあります。